

生 総 第 1 1 7 号
平成13年4月27日
〔一部改正 平成22年広第490号〕

各 所 属 長 殿

岐 阜 県 警 察 本 部 長

カウンセリング業務アドバイザーの委嘱及び運用に関する要綱の制定について

警察は、総力を挙げて各種の被害者支援活動を推進しているところであるが、犯罪の被害者は直接的な被害だけでなく、その結果として生ずる精神的被害、経済的被害など多くの被害を受けており、中でも精神的被害については極めて深刻で、著しいストレス障害を抱えて援助を必要としている被害者が多い。

また、被害者支援に当たっては、担当職員が被害者の話を聞く中で被害者と同じような感情に陥る、いわゆる「代理被害」と呼ばれる精神的被害を受ける危険性を有している。

このため、部外の臨床心理士等の専門家をカウンセリング業務アドバイザーとして委嘱し、職員のカウンセリング技術の向上と代理被害の防止を図るとともに、きめ細かな被害者支援活動を推進すべく、別添のとおり「カウンセリング業務アドバイザーの委嘱及び運用に関する要綱」を制定し、平成13年5月1日から実施することとしたので、積極的な活用に努められたい。

別添

カウンセリング業務アドバイザーの委嘱及び運用に関する要綱

第1 目的

この要綱は、カウンセリング業務アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の委嘱及び運用について必要な事項を定め、被害者支援活動（各種相談業務を含む。以下同じ。）に従事する職員のカウンセリング技術の向上並びに精神的ストレスの解消及び代理被害の防止（以下「メンタルヘルス」という。）を図り、また、著しいストレス障害を抱えて援助を必要としている被害者又はその遺族（以下「被害者等」という。）に対するカウンセリングの実施等、適正できめ細かな被害者支援の推進に資することを目的とする。

第2 委嘱

- 1 アドバイザーは、臨床心理士等のカウンセリングの専門家の中から、警察本部長（以下「本部長」という。）が委嘱するものとする。
- 2 本部長は、前記1の規定によりアドバイザーを委嘱するときは、委嘱状（別記様式）を交付するものとする。
- 3 アドバイザーの委嘱期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、再委嘱することができる。ただし、年度途中で委嘱されたアドバイザーの委嘱期間は、当該年度末までとする。

第3 職務

アドバイザーの職務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 被害者の心理及びカウンセリングに関する職員の教養
- (2) 職員のメンタルヘルス
- (3) 被害者支援活動に対する助言・指導
- (4) 著しいストレス障害を抱えて援助を必要としている被害者等に対するカウンセリング

第4 秘密の保持

アドバイザーは、委嘱期間中及びその後においても、職務に関して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

第5 報償

アドバイザーに対しては、予算の範囲内で報償金を支給するものとする。

第6 解嘱

本部長は、アドバイザーが次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、解嘱することができる。

- (1) 第4の規定に違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障が生じ、又はこれに堪えないと認められるとき。
- (3) アドバイザーとしてふさわしくない非行があったとき。

第7 運用

1 職員の教養

- (1) 所属長は、アドバイザーによる所属職員への専門的な教養を希望する場合には、広報県民課長に対し、派遣要請を行うものとする。

(2) 広報県民課長は、アドバイザーと日程調整を図り、可能な限り当該要請に応じるよう努めるものとする。

2 職員のメンタルヘルス

(1) 職員は、被害者支援活動によるストレスから精神的被害発生危険性を感じ、アドバイザーによるメンタルヘルスを希望する場合には、広報県民課犯罪被害者相談室（以下「被害者相談室」）に申し出るものとする。

(2) メンタルヘルスは、原則として、被害者相談室において行うものとする。ただし、広報県民課長が他の場所を実施するのが適当と認めた場合は、この限りでない。

3 被害者支援活動に対する助言・指導

(1) 性犯罪被害者や被害少年など精神的被害が大きいと認められる被害者の支援に当たる職員は、適正な支援活動を推進するため、電話その他の方法によりアドバイザーの助言・指導を積極的に受けるものとする。

(2) アドバイザーは、被害者の精神的状態等を的確に判断し、個々の被害者に合った対応要領、カウンセリング方針等に関して、必要な助言・指導を行うものとする。

4 著しいストレス障害を抱えて援助を必要としている被害者等に対するカウンセリング

(1) 所属長は、著しいストレス障害を抱えて援助を必要としている被害者等がカウンセリングを希望する場合には、広報県民課長に対し、派遣要請を行うものとする。

(2) 広報県民課長は、アドバイザーと日程調整を図り、可能な限り当該要請に応じるよう努めるものとする。

第8 運用上の留意事項

1 所属長は、アドバイザーの委嘱目的等を所属職員に周知徹底し、アドバイザーの積極的な活用が図れるように配慮すること。

2 所属長は、メンタルヘルスに対する深い認識を持ち、被害者支援活動に従事する所属職員がメンタルヘルスを受けやすいように配慮するとともに、メンタルヘルスが必要であると認めるときは、当該職員に対して積極的に受けるよう助言すること。

3 広報県民課長は、アドバイザーが他に本来の業務を有していることから、その運用に当たっては、過度の負担を強いることのないように配慮すること。

第9 事務

アドバイザーに関する事務は、被害者相談室において処理する。

附則（平成13年4月27日付け生総第117号）

この要綱は、平成13年5月1日から適用する。

附則（平成22年7月20日付け広第490号）

この要綱は、平成22年8月1日から適用する。

委 嘱 状

様

あなたをカウンセリング業務アドバイザーに委嘱します

委嘱期間は 年 月 日から 年 月 日まで

とします

年 月 日

岐阜県警察本部長

